

◎成績評価への異議申立について

(1)申立事由

学生は次のいずれかに該当する場合に、成績の異議申立を行うことができる。

- ① 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの
- ② シラバスまたは担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から明らかに逸脱していると思われるもの
- ③ その他異議申立を行うにあたり合理的または客観的な根拠があると思われるもの
根拠を示さずに、その評価になった理由のみを尋ねたり成績の再考を求めたりするものは受付できない。

(2)申立手続き

「成績評価についての異議申立書」に必要事項を記入し、R館1階教務課（総合受付）に提出すること。

(3)申立期間等

- ・成績の開示日から起算して7日間（休業日等受付休止日を除く）を申立期間とする。具体的な日付等は各成績の開示ごとに掲示等で告知する。
- ・担当教員は教務課を通して速やかに書面で回答する。申立者は回答書を交付する旨の通知を受けた日から起算して3日以内（休業日等を除く）に教務課で回答書を受領すること。
- ・回答を受けてさらに異議申立をする場合は、回答書受領日から3日以内（休業日等を除く）にR館1階教務課（総合受付）に新たに異議申立書を提出すること。この場合は教務委員会で対応を協議する。
- ・いずれの場合も期限を過ぎての申立には原則として応じられない。

_____年_____月_____日

成績評価についての異議申立書

学科・学年	学科	年
学籍番号		
氏名		印
メールアドレス		
携帯電話番号		

科目名

授業担当教員

 先生

申立内容